



埼玉県発行

目次

告示

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (南部振興)	一	○県営土地改良事業手子林第二地区(ほ場整備事業)の工事完了 (農村整備課)	七	○雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課)	九
○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (川越比企振興)	二	○県営土地改良事業西吉見南部地区(ほ場整備事業)の工事完了 ()	七	○久喜都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)	九
○平成二十年度埼玉県特別機動援助隊合同訓練会場設営・撤去及び運営業務委託に関する入札公告 (消防防災課)	二	○県営土地改良事業川里中央地区(ほ場整備事業)の工事完了 ()	七	○秩父都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧 ()	九
○水質の汚濁に係る環境基準の類型を当てる水質の指定 (水環境課)	四	○県営土地改良事業上里南西地区(農道整備事業)の工事完了 ()	七	○秩父熊谷小川秩父線の区域の変更 (秩父県土)	九
○狭山都市計画生産緑地地区の変更 (みどり再生推進室)	五	○県営土地改良事業北田島地区(農道整備事業)の工事完了 ()	七	○開発行為に関する告示の完了公告 (行田県土)	一〇
○飯能都市計画生産緑地地区の変更 ()	五	○県営土地改良事業松の平地区(農道整備事業)の工事完了 ()	七	○平成二十年十二月二日現在における選挙人名簿登録者数の五分の一、三分の一の数等 (選管委)	一〇
○春日部都市計画生産緑地地区の変更 ()	五	○県営土地改良事業玉淀地区(かんがい排水事業)の工事完了 ()	八	○正誤 ()	一〇
○農業経営基盤強化事業事務取扱費交付規程の改正 (農業政策課)	五	○県営土地改良事業古谷上地区(かんがい排水事業)の工事完了 ()	八	○杉戸県土整備事務所長告示第百五十一号訂正(文書課)	一一
○小島土地改良区の役員退任届 (大里農林)	七	○県営土地改良事業十二天池地区(農業用排水施設整備事業)	七		

告示

埼玉県告示第千六百八十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者か

ら、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及

び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用してする方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satiamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年十二月十六日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十年十二月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アピリスタ

三 代表者の氏名

千島 広

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市芝一丁目十八番四号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民、特に子ども達に対して、健全な心身の育成を目的としたサッカークラブの企画・運営に関する事業を行い、スポーツの振興と子どもの健全育成を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千六百八十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定

非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用してする方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satiamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年十二月十六日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成二十年十二月五日

二 特定非営利活動法人の名称

(変更前) 特定非営利活動法人 サポートハウス川越

(変更後) 特定非営利活動法人

すのね 互助会

三 代表者の氏名

小山 昭三

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川越市久保町八番地七

五 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、川越市及び近隣の市町村の障害児者を含む家族が必要とする支援、介助、介護のサービスを提供し、地域福祉に寄与することを

を目的とする。

(変更後) この法人は、障がい児者が地域で自立するための生活支援のサポートを提供すること、及び障がい児者の交流、創作的活動、生産活動等支援育成することを目的とする。

埼玉県告示第千六百八十七号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年十二月十六日

埼玉県知事 上田 清司

一 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

平成20年度埼玉県特別機動援助隊合同訓練会場設営・撤去及び運営業務委託一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成21年2月4日(水)まで

(4) 履行場所

埼玉県危機管理防災部消防防災課が指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のA等級、B等級又はC等級の

いずれかに格付けされた者であること。

- (3) 公告日から入札日までの期間に、物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成8年6月13日付け出物第180号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 公告日から入札日までの期間に、埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成19年3月27日付け出物第1153号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (5) 国又は国内の地方公共団体が実施した防災訓練、消防救助訓練又は消防救助大会の会場設営・撤去及び運営を受託し、完了した実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県危機管理防災部消防防災課消防広域担当 電話048-830-3167
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法及び交付期間

ア 交付方法
上記(1)の交付場所において交付する。

イ 交付期間
平成20年12月16日(火)、17日(水)、18日(木)、19日(金)及び22日(月)とし、それぞれ午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの時間帯とする。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎3階災害情報連絡室

イ 日時
平成20年12月18日(木) 午後2時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎3階災害情報連絡室
イ 日時

平成20年12月26日(金) 午前10時

- (5) 郵送による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法
ア あて先
埼玉県危機管理防災部消防防災課消防広域担当
- イ 受領期限
平成20年12月25日(木)
- ウ 提出方法
書留郵便によること。
- (6) 入札の執行
入札に参加する者が一人であっても、入札を執行する。

4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に、入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を所定の日時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- イ 入札者は、入札書を指定の日時及び場所に提出しなければならない。
- (3) 入札の無効
次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 手続における交渉の有無
無
- (7) 支払条件
発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。
- (8) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県告示第千六百八十八号

環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第二項の規定に基づき、次の表水域の欄に掲げる公共用水域を同表類型の欄に掲げる類型を当てはめる水域として指定し、当該水域に係る基準値の達成期間を同表達成期間の欄に掲げるとおり定める。

平成二十年十二月十六日

埼玉県知事 上田 清 司

水域	類型	達成期間
古綾瀬川	生物B	五年以内で可及的速やかに達成
大場川	生物B	五年以内で可及的速やかに達成
元荒川	生物B	直ちに達成
新方川	生物B	直ちに達成
大落古利根川	生物B	直ちに達成
福川	生物B	直ちに達成
小山川上流(一)(間瀬川合流点より上流)	生物A	直ちに達成
小山川上流(二)・下流(間瀬)	生物B	直ちに達成

川合流点より下流)	生物B	直ちに達成
唐沢川	生物B	直ちに達成
元小山川	生物B	五年以内で可及的速やかに達成
芝川	生物B	直ちに達成
新河岸川	生物B	直ちに達成
白子川	生物B	直ちに達成
黒目川	生物B	直ちに達成
柳瀬川	生物B	五年以内で可及的速やかに達成
不老川	生物B	直ちに達成
鴨川	生物B	五年以内で可及的速やかに達成
入間川上流(成木川合流点より上流)	生物A	直ちに達成
入間川下流(成木川合流点より下流)	生物B	直ちに達成
越辺川上流(一)(毛呂川合流点より上流)	生物A	直ちに達成
越辺川上流(二)・下流(毛呂川合流点より下流)	生物B	直ちに達成
小畔川	生物B	直ちに達成
都幾川上流(玉川橋より上流)	生物A	直ちに達成
都幾川下流(玉川橋より下流)	生物B	直ちに達成
槻川上流(大内沢川合流点より上流)	生物A	直ちに達成
槻川下流(大内沢川合流点より下流)	生物B	直ちに達成
高麗川上流(天神橋より上流)	生物A	直ちに達成
高麗川下流(天神橋より下流)	生物B	直ちに達成
霞川	生物B	直ちに達成
成木川	生物A	直ちに達成
市野川	生物B	直ちに達成
和田吉野川	生物B	直ちに達成
赤平川	生物A	直ちに達成

横瀬川

生物A 直ちに達成

備考 類型の欄の「生物A」及び「生物B」は、昭和四十六年環境庁告示第五十九号(水質汚濁に係る環境基準について)の別表2の1の(1)のイの表に掲げる類型を示す。

埼玉県告示第六百八十九号

狭山市から狭山都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生推進室において縦覧に供する。

平成二十年十二月十六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第六百九十号

飯能市から飯能都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生推進室において縦覧に供する。



埼玉県告示第六百九十二号

農業経営基盤強化事業事務取扱費交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年十二月十六日

埼玉県知事 上田清司
農業経営基盤強化事業事務取扱費交付規程の一部を改正する告示

同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生推進室において縦覧に供する。

平成二十年十二月十六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第六百九十一号

春日部市から春日部都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生推進室において縦覧に供する。

平成二十年十二月十六日

埼玉県知事 上田清司

農業経営基盤強化事業事務取扱費交付規程(昭和三十一年埼玉県告示第六百七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「事務の取扱いに要する経費」を「もの」に改め、同条各号中「事務」の下に「の取扱いに要する経費」を加える。

第三条中「作成し」の下に「、前条第一号に掲げる経費にあつては別記様式第三号の書面を、同条第二号に掲げる経費にあつては別記様式第四号の書面を添えて」を加える。

第五条中「精算報告書」の下に「を作成し、第二条第一号に掲げる経費にあつては別記様式第三号の書面を、同条第二号に掲げる経費にあつては別記様式第四号の書面を添えて、その」を加える。

別記様式第一号中「別記様式第一号」を「別記様式第一号(第3条関係)」に、

「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

別記様式第二号中「別記様式第二号」を「別記様式第二号(第5条関係)」に、

「埼玉県知事 様」を「(あて先) 埼玉県知事」に改める。

別記様式第三号中「別記様式第三号」を「別記様式第三号(第3条、第5条関係)」に改める。

別記様式第四号を次のように改める。

別記様式第4号(第3条、第5条関係)

国有農地等管理処分関係の事務の事業計画(又は事業実績)

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 管理処分関係

ア 管理処分数量

区分	管理			処分		摘要
	筆数	面積	貸付件数	件数	面積	
土地	既墾地	筆	㎡	件	㎡	円
	未墾地					
地	採草放牧地					
計						

イ 柵設置等

区分	件数	数量	費用
柵設置	件	m	円
表示板設置	件	-	円
雑草等処理	件	㎡	円

(2) 土地等調査確定関係

区分	筆数	摘要
境界確定	筆	
測量	筆	
旧所有者調査	件	

3 収支予算(又は収支精算)

収入の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較		摘要
			増	減	
国有農地等管理処分事務取扱交付金	円	円	円	円	
市町村負担額					
計					

支出の部

区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較		摘要
			増	減	
国有農地事務取扱費	円	円	円	円	
旅費					
消耗品費					
通信運搬費					
印刷製本費					
何々					
計					

附則
この告示は、公布の日から施行する。

埼玉県告示第千六百九十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、小島土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十年十二月十六日

職名 氏名 住所
理事 新島 一好 熊谷市妻沼小島二三八一番地
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千六百九十四号

県営土地改良事業手子林第二地区(ほ場整備事業)の工事を平成十七年十一月二十五日完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十年十二月十六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千六百九十六号

県営土地改良事業川里中央地区(ほ場整備事業)の工事を平成十九年一月二十五日完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十年十二月十六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千六百九十七号

県営土地改良事業神川地区(農道整備事業)の工事を平成二十年三月四日完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十年十二月十六日
埼玉県知事 上田清司

平成二十年十二月十六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千六百九十八号

県営土地改良事業上里南西地区(農道整備事業)の工事を平成十九年二月十四日完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十年十二月十六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千六百九十九号

県営土地改良事業北田島地区(農道整備事業)の工事を平成十九年四月二十七日完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十年十二月十六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千七百号

県営土地改良事業松の平地区(農道整備事業)の工事を平成十九年三月二十三日完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十年十二月十六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千七百一号

県営土地改良事業十二池地区(農業用排水施設整備事業)の工事を平成十九年二月二十八日完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十年十二月十六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千七百二号

県営土地改良事業平・中居地区(農道整備事業)の工事を平成十九年三月二十三日完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十年十二月十六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千七百三号

県営土地改良事業布里田中地区(ほ場整備事業)の工事を平成十七年二月十七日完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十年十二月十六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第七百四号

県営土地改良事業吉見地区(かんがい排水事業)の工事を平成十七年十二月七日完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十年十二月十六日
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第七百五号

県営土地改良事業玉淀地区(かんがい排水事業)の工事を平成二十年三月十九日完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十年十二月十六日
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第七百六号

県営土地改良事業古谷上地区(かんがい排水事業)の工事を平成二十年三月二十六日完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十年十二月十六日
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第七百七号

測量計画機関の長である志木市長長沼明から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年十二月十六日
埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

志木市

二 作業種類

公共測量(空中写真撮影)

三 作業地域

志木市全域

四 作業期間

平成二十年十二月一日から平成二十一年三月二十七日まで

埼玉県告示第七百八号

測量計画機関の長であるさいたま市長職務代理者さいたま市副市長小宮義夫から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年十二月十六日
埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量(二級水準測量)

三 作業地域

さいたま市全域

四 作業期間

平成二十年十二月十五日から平成二十一年三月三十一日まで

埼玉県告示第七百九号

測量計画機関の長である国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所事務所長田所正から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年十二月十六日
埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量(二級水準測量)

埼玉県告示第七百十号

平成二十年埼玉県告示第八百六十二号で公示した公共測量(三級公共基準点測量)は、平成二十年十一月二十八日終了した旨測量計画機関の長である吉見町長新井保美から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年十二月十六日
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第七百十一号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設定等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認められたので、告示する。

平成二十年十二月十六日
埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇七―六九―一
二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域
所沢市中富南一丁目一八〇七―二
外四筆

三 雨水流出抑制施設の容量
容量 七三六・四立方メートル
浸透効果量 〇・二二二立方メートル

ル毎秒

埼玉県告示第七百十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規定で定める技術的基準に適合すると認められたので、告示する。

平成二十年十二月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇八一七―二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

新座市野火止三丁目九九九―三 外

一四筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一二二・七立方メートル

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第四十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年十二月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

埼玉県告示第七百十三号

久喜市から久喜都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年十二月十六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第七百十四号

熊谷市から熊谷都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の

写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年十二月十六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第七百十五号

秩父市から秩父都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年十二月十六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百六十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十二月十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井清司

一 許可番号

平成二十年十一月二十八日

第二〇〇〇九一〇号

二 検査済証番号

平成二十年十二月十日

第二〇〇〇九九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字青山字矢ノ口八〇

―

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡小川町大字青山八一

小高 悟嗣

平成二十年十二月十六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

一 道路の種類 県道

二 路線名 熊谷小川秩父線

三 道路の区域

新	旧	旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
			秩父郡横瀬町大字横瀬字姿四二七五番一	地先から秩父市熊本町六一七一番四地先まで	一八・三〇、 三〇・〇三	九八・〇〇	旧道の一部を売り払い予定。
					一六・六九、 三〇・〇三		

埼玉県行田県土整備事務所長告示第五十七号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十二月十六日
埼玉県行田県土整備事務所長
南 沢 郁一郎

- 一 許可番号
- 二 検査済証番号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
- 地 中村 佐栄

埼玉県選管告示第三百三十七号

平成二十年十二月二日現在の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十年十二月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一一五、六五三人

- 二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数
 - 三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)
- 選挙区
- 南第一区 六四、〇九三人
 - 南第二区 一三三、五三一人
 - 南第三区 一一二、五六六人
 - 南第四区 三六、一九〇人
 - 南第五区 二九、三四七人
 - 南第六区 四一、四〇五人
 - 南第七区 二五、二八五人
 - 南第八区 二四、六七八人
 - 南第九区 三八、九四七人
 - 南第十区 四五、四二三人
 - 南第十一区 二八、七五六人
 - 南第十二区 三〇、三七九人
 - 南第十三区 六〇、四八七人
 - 南第十四区 三一、一七七人
 - 南第十五区 一九、一七九人

- 南第十六区
- 南第十七区
- 南第十八区
- 南第十九区
- 南第二十区
- 南第二十一区
- 南第二十二区
- 南第二十三区
- 西第一区
- 西第二区
- 西第三区
- 西第四区
- 西第五区
- 西第六区
- 西第七区
- 西第八区
- 西第九区
- 西第十区
- 西第十一区
- 西第十二区
- 西第十三区
- 西第十四区
- 西第十五区
- 北第一区
- 北第二区
- 北第三区
- 北第四区
- 北第五区
- 北第六区

発行日
毎週 火曜日・金曜日
購読料金
一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者
埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 〇四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所
関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇(代表)

- 三〇、一四八人
- 一八、八二九人
- 四二、一〇八人
- 一九、二二一人
- 三〇、八四七人
- 一六、四八四人
- 三三、六九六人
- 二〇、四二二人
- 九二、四四二人
- 四〇、二五八人
- 二二、六八三人
- 四三、三六七人
- 一五、二九九人
- 二八、三九一人
- 二二、八四二人
- 九〇、五一五人
- 一五、四一〇人
- 一三、七九六人
- 二六、九八八人
- 一八、七二六人
- 一一、一二八人
- 二四、〇八九人
- 二七、四二三人
- 一八、九四九人
- 一一、八五〇人
- 一五、三三八人
- 二一、五七一人
- 四九、二三三人
- 五五、三三三人

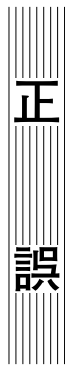
東第一区
東第二区
東第三区
東第四区
東第五区
東第六区
東第七区
東第八区
東第九区
東第十区
東第十一区
東第十二区
東第十三区
東第十四区
東第十五区

正 北葛飾郡鷲宮町大字……地先まで

誤 北飾郡鷲宮町大字……地先まで

正 北葛飾郡鷲宮町大字……地先まで

誤 北飾郡鷲宮町大字……地先まで



杉戸県土整備事務所長告示第百五十一号(平成二十年十二月九日第二千三十八号)中訂正

ページ 表中
十二 区間

- 二三、八六七人
- 一五、三四七人
- 一八、四一五人
- 一五、三三五人
- 一九、五五六人
- 一七、七一〇人
- 二八、六一四人
- 五五、〇九三人
- 八五、九九一人
- 二一、一六〇人
- 三五、〇〇四人
- 一七、〇七六人
- 一五、〇四八人
- 三一、四四四人
- 一六、八六九人